

## 平成26年度 明石市特別職報酬等審議会

### 別 冊 資 料

- 1 平成25年度明石市特別職報酬等審議会「意見申出書」 (1～8頁)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (9～11頁)
- 3 非常勤の行政委員会委員報酬の支給根拠について (12頁)
- 4 滋賀県における住民訴訟事件判決文(平成23年12月15日最高裁判決) (13～24頁)
- 5 他都市における非常勤の行政委員会委員報酬について (25頁)
- 6 非常勤の行政委員会委員の報酬額一覧(全国政令市・中核市・特例市・県下29市)  
(26～33頁)
- 7 非常勤の行政委員会委員の報酬額及び順位一覧 (34頁)
- 8 明石市特別職の給与及び議員の改定状況 (35頁)
- 9 非常勤の行政委員会委員の報酬額改定経緯 (36頁)
- 10 新聞記事「行政委員 月額制は適法」「非常勤 月額報酬は適法」  
「特例40市で報酬トップ」 (37～39頁)
- 11 非常勤の行政委員会委員の職務内容 (41～75頁)
- 12 非常勤の行政委員会委員の報酬及び勤務実績一覧 (77～102頁)

平成 26 年(2014 年)年 2 月 21 日

明石市長 泉 房 穂 様

## 「 意 見 申 出 書 」

明石市特別職報酬等審議会  
会 長 佐々木 弘

みだしのことにつきまして、次のとおり、意見の申し出を行います。

## はじめに

本審議会については、より公正で公平かつ透明性の高い審議等、一層の機能充実を図るため、市において、平成 23 年度から抜本的な見直しが行われ、審議会の原則公開をはじめ、委員数の増員、女性委員比率の向上及び公募市民の新たな参加などが図られました。

あわせて、審議会の開催自体についても、従前の諮問・答申という形を改め、刻々と変化する諸情勢に適時的確に対応するため、本審議会は常設とし、毎年度、調査及び審議等を行い、必要に応じて、市長へ意見の申し出を行うこととなりました。

なお、本審議会の審議事項については、市長をはじめとする常勤の特別職及び議員の報酬等に関することですが、このたびは、市長より、教育委員会及び選挙管理委員会等の行政委員会の非常勤の委員の報酬について、平成 6 年以降、改定が行われていないこと、現在の報酬額の水準が、他の自治体との比較において、高位にある状況となっていること、さらに、他都市において、月額支給が問題になっていることを踏まえ、意見の取りまとめを依頼されています。

つきましては、この件も含めて、本年度の調査及び審議等の結果、各事項に係る意見の取りまとめを行いましたので、次のとおり、申し出を行うこととします。

## 1 市長をはじめとする常勤の特別職について

### (1) 給料月額

市長をはじめとする常勤の特別職の給料月額については、まず、従来から言われている特別職の報酬等の三原則である「職務責任原則」、「均衡原則」及び「状況原則」を踏まえつつ、これまでの本審議会の考え方である「一般職の部長級職員の給料月額改定率を参考とする。」ということに基づいて、検討を行いました。

常勤の特別職の給料月額が引き下げられた平成24年度を基準として、一般職の部長級職員の給料月額をみますと、平成25年度においては、人事院勧告に準じ、市の部長級職員の給料月額についても改定が行われなかったところであり、また、平成26年度も、現時点では、改定が予定されていないことから、常勤の特別職の給料月額については、このたびは、現行どおりとすることが妥当と考えられます。

ただし、本審議会においては、現在、市が財政健全化への本格的な取り組みを行っていることを考慮し、このたびは、より詳細な財政状況に基づく検討を行いました。

市の平成24年度一般会計決算において、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率の4つの指標をみますと、「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」については、黒字決算のため関係しないところであり、市の借金の状況を示す「実質公債費比率」は、7.2%と、黄色信号と言われる早期健全化基準である25%を大きく下回り、県下29市中2番目に低い数値であり、本市と類似した団体となる全国特例市40市中においても、17番目となっています。同様に、借金返済に関する「将来負担比率」も、58.5%で、早期健全化基準である350%を大きく下回っています。

なお、4指標以外のものとなりますが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率をみますと、0.936で、弾力性がないとされる1.000に近く、県下29市中20位、全国特例市40市中29位と、財政構造の弾力性がやや低い数値を示しています。また、財政力指数については、1.000を超えると、地方交付税が不交付となる自主財源の豊かさを示す指標ですが、市は、0.740で、県下29市中13位、全国特例市40市中28位と、他都市の平均程度となっています。

一方、中長期的な将来見込みにおいては、少子高齢化の一層の進展による社会保障関係経費の増加はもとより、明石駅前南地区再開発事業や、中学校給食の実施、土地開発公社の廃止など、大きな財政負担が必要となる重要事業等が予定されていることから、市の推計では、現行の市民サービス水準を維持したままという前提のもとになります。今後、毎年度10億円以上の収支不足が生じることとなり、現在約70億円ある財源不足を補うための基金が、平成30年度には無くなるとされており、現在、市においては、財政健全化への本格的な取り組みを進めているところであります。

本審議会としては、平成24年度の決算をみれば、これまでの総人件費削減等の行政改革の取り組みにより、相当の効果が出ているところであり、特別職の報酬等に直ちに反映すべきほど切迫した厳しい状況にあるとまでは言えないと考えるところであります。

ただし、中長期的な見込みでは、基金が底をつく推計がされるなど、非常に厳しいものであり、財政健全化への本格的な取り組みを行っている状況をどのように考慮するかについては、本審議会委員より、相反する二つの意見が出されています。

意見の一つは、財政健全化の取り組みにおいて、個人給付や各種団体助成の見直し、また、公共施設の統廃合や各種使用料、手数料等の受益者負担の適正化など、市民に負担をかける場合も生じることとなるので、厳しい財政状況が見込まれる現時点において、市長をはじめとする常勤の特別職については、市の経営陣として、市議会議員も同様と考えますが、その責任を考慮した給料月額引き下げの検討を行うべきというものです。

一方、不確定要素が否定できない中長期的な見込みを、給料水準に反映することは、相応の確度がなければ、制度上の妥当性が問題となると考えられるところであり、加えて、本審議会は常設であり、毎年度、検討することができること、また、我が国経済の最近の動向は、国の月例経済報告によると、景気は回復傾向にあり、これは市の財政にとってプラスに働くことなども考えられることから、現時点において、中長期的な見込みを直ちに反映することは適当でないとする意見がありました。

このような各委員からの意見の状況を踏まえ、本件については、今後の財政健全化の取り組み状況等を注視しつつ、引き続き、新年度において、調査・審議等を行うこととなりました。

## (2) 退職手当

退職手当についても、「(1) 給料月額」と同様に、これまでの本審議会の考え方である「県下最低の支給率である兵庫県市町村職員退職手当組合の支給率を参考とする。」ということに基づいて、検討を行いました。

現時点において、同退職手当組合の支給率の改定は行われていないところでありますが、一方、市の一般職の退職手当については、国家公務員に準じて、本年度より3か年をかけて、段階的に約16%の引き下げが行われています。

また、同退職手当組合に加入する団体の一般職の退職手当についても、全て、市と同様の引き下げが行われているところであり、同退職手当組合は、本年度より、特別職の退職手当の支給率の引き下げの検討をはじめていますが、その結論を出すのは、他府県の動向等も踏まえて、新年度になる見込みということです。

こうした状況を踏まえ、同退職手当組合の結論を待たず、市の一般職にあわせ、本年度から同様の引き下げを行うべきとの意見もありましたが、本年度、市が先んじて引き下げた場合、新年度の同退職手当組合の引き下げ率が市を上回ればどうするかといったことも考えられますので、「県下最低である同退職手当組合の支給率を参考とする。」というこれまでの基本的な考え方は引き続き踏襲することが適切と考え、本件についても、新年度において、同退職手当組合の結論を踏まえ、改めて、調査・審議等を行うこととなりました。

## 2 市議会議員

### (1) 報酬月額

市議会議員の報酬月額についても、「1 市長をはじめとする常勤の特別職 (1) 給料月額」と同様に、これまでの本審議会の考え方である「一般職の部長級職員との年収ベースでの均衡を考慮し、常勤の特別職の改定率に準ずる。」ということに基づいて、検討を行いました。

市議会議員の報酬月額が引き下げられた平成24年度以降の年収ベースでの一般職の部長級職員との比較をみますと、平成25年度においては、市議会議員が10,041,360円に対し、部長級職員は10,057,220円、両者の較差は15,860円(0.15%)、平成26年度は、市議会議員は同額ですが、部長級職員は、年齢構成等により、10,065,116円

となる見込みであるものの、その場合でも、両者の較差は23,756円(0.23%)と、いずれも、ほぼ均衡している状況となっています。

なお、平成25年3月14日、市議会活性化特別委員会より、「議員定数及び議員報酬」についての最終報告が行われています。

同報告では、議員報酬については、「特別職報酬等審議会において、職務責任に応じる原則、他の公共団体との均衡の原則、物価などの状況の原則に基づいて議論されてきた。議員報酬は、公平な第三者である同審議会の議論に基づき決定することが基本であり、まずは同審議会にゆだね、その答申を踏まえた上で、市の厳しい財政状況を鑑みて、議会として、独自に判断することを結論とした。」とされています。

本審議会では、議会自らが「市議会活性化特別委員会」を設け、検討したことを評価しつつ、この最終報告も踏まえて検討を行いました。特に、財政状況と議員報酬との関係については、「1 市長をはじめとする常勤の特別職 (1) 給料月額」とあわせて、検討を行いました。

その結果、常勤の特別職と同様に、市議会議員の報酬月額についても、このたびは、現行どおりとすることが妥当と考えられますが、厳しい財政の将来推計をどのように考慮するかということについては、今後の財政健全化の取り組み状況等を注視しつつ、引き続き、新年度において、調査・審議等を行うこととなりました。

## (2) 市議会議員の定数及び報酬月額に関する参考意見

議員定数についても、市議会活性化特別委員会から、現行の31名から、1名削減し、30名とする結論が報告され、平成25年3月定例会市議会において、この結論を踏まえた条例改正が行われ、平成27年4月執行予定の次回選挙より、定数は30名となります。

議員定数は、本審議会の所管ではありませんので、参考意見となりますが、委員からは、報酬月額と関連して、議員定数についての意見が出されました。

については、その他報酬月額に関する意見とあわせ、次のとおり、参考意見として申し添えます。

- ① 関西の自治体は、全国に比べ、かなり議員の報酬月額が高いことから、市と同規模とみなされる特例市の人口を加味した平均程度まで引き下げる検討も必要ではないか。

- ② 同じ特例市である茨木市、寝屋川市及び宝塚市においては、常勤の特別職とあわせて報酬のカットを行っています。また、枚方市においては、議員のみ報酬のカットを行っています。

議員のみならず、市長等特別職の報酬のカットについては、特別職それぞれが自らの考えに基づき判断し、条例改正という形で、議会の判断を得て行われるべきものであると考えます。

また、他都市の状況についても、詳細な調査は必要と思います。しかしながら、市議会においては、こうした他都市の状況も認識していただく必要があると考えます。

- ③ 定数削減が1名では、市民は、1名欠員となっている現状を追認しているだけと受け取ってしまいます。

議員の数を減らすことは、多様な市民の声を妨げ、議会制民主主義の本旨を損なうとの考えもありますが、「議員定数のさらなる削減が必要」との意見もまた市民の声であるのも確かなことです。

- ④ 議員定数を維持するならば、報酬月額を引き下げるなど、総報酬額ベースでの削減の検討も必要ではないかとする考えは根強いものがあります。

- ⑤ 議会報告会の開催など、市議会においては、その活動状況等について、市民への情報提供に努めていますが、市民からみると、まだ議会の透明度が不十分と考えられており、「開かれた議会のあり方」へ向けた、さらなる努力をお願いします。

### 3 非常勤の行政委員会委員の報酬

教育委員会、監査委員及び選挙管理委員会等の行政委員会の非常勤の委員の報酬については、これまでも、本審議会において、月額制の是非や他都市と比べて高い水準について、様々な意見が出されてきました。

このたびは、本審議会開催にあたり、市長より、意見のとりまとめの依頼とともに、詳細なデータの提供を受け、調査・審議等を行い、主に、本件については、次のような意見が出されました。

- (1) 地方自治法は、日額制を基本としており、月額制を採用する場合は、妥当な根拠が必要となること。
- (2) 一律に、月額制又は日額制とするのではなく、それぞれの委員会の職務内容や職責に応じたきめ細かい検討が必要なこと。

- (3) 月額制から日額制に変更した他都市の先行事例をもよく研究する必要があること。
- (4) 報酬額については、平成6年以降改定されていませんが、その間、常勤の特別職については、適宜引き下げ改定が行われていること、また、他都市との比較においては、高位の水準となっていることなどを踏まえた検討が必要と考えられること。

しかしながら、本審議会としては、対象となる行政委員会が、6委員会に及び、それぞれの委員会の職務内容や職責も多様であり、また、市政運営に関する重要な課題であることから、早急に一定の結論を出すことはやめ、さらに時間をかけて、慎重な検討を行う必要があると考えました。

については、このたびの審議会において出された意見を踏まえながら、この件に関しましては、引き続き、新年度において、調査・審議等を行うこととなりました。

おわりに

意見の内容は以上のとおりですが、このたびも、本審議会は、市長をはじめとする特別職の報酬等について、できるだけ公平・公正な立場で、市民目線を忘れず、慎重に審議を重ねてまいりました。

市長におかれては、本意見を真摯に受け止めていただき、最大限尊重されますようお願いいたします。

なお、市の厳しい財政の将来推計を、制度としての特別職の報酬等の水準にどのように反映していくかについては、他都市に例は少なく、困難な課題ではありますが、引き続き、検討してまいりたいと考えます。

また、行政委員会の非常勤の委員の報酬等につきましても、結論が得られるよう、引き続き、慎重な調査・審議等を行う考えであります。

については、新年度、できるだけ早い時期に本審議会が開催されることが望ましいと考えるところであり、また、本年3月までとなっている現行の委員の任期については、市から提案のありましたように、審議の継続性の観点から一定の配慮が適当と考えますので、最後にこれらの点をお願いし、意見の申し出とします。



<審議経過>

	開催日	審議内容
第1回	平成26年1月16日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料の確認及びポイント説明(事務局)</li> <li>・本市の財政状況及び今後の収支見込みについて</li> <li>・市議会活性化特別委員会の取り組みについて</li> <li>・特別職及び議員の報酬等について</li> <li>・非常勤の行政委員会委員の報酬について</li> </ul>
第2回	平成26年1月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤の特別職の給料月額及び退職手当について</li> <li>・議員の報酬月額及び定数について</li> <li>・非常勤の行政委員会委員の報酬について</li> </ul>
第3回	平成26年2月6日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見の申し出(案)について</li> </ul>

<明石市特別職報酬等審議会委員>

役職	氏名	所属団体等
会長	佐々木 弘	神戸大学名誉教授
会長代理	柴田 達三	明石商工会議所顧問
委員	伊賀 文計	明石市医師会会長
委員	澤田 瑞顕	明石市連合自治協議会会長
委員	島野 正士	公募委員
委員	田中 文雄	公募委員
委員	久枝 陽一	連合兵庫明石地域協議会会長
委員	松原 由美子	明石市連合子ども会育成連絡協議会会長
委員	水田 美穂	公募委員
委員	宮川 貴美子	公募委員
委員	和田 美耶子	明石市女性団体協議会会長

(敬称略、委員は50音順)

## 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

昭和31年10月1日  
条例第24号

## (報酬)

第1条 特別職の職員で非常勤のもの(議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。)の報酬は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する別表に掲げる職員以外の特別職の職員の報酬については、日額又は回数による場合は、35,500円の範囲内において、月額による場合は、540,000円の範囲内において、任命権者が市長と協議して定める。

## (費用弁償)

第2条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は別表のとおりとする。ただし、別表に掲げる特別職の職員以外のものに支給する旅費の額は、任命権者が市長と協議して定める。

## (報酬等の支給方法)

第3条 前2条に規定する報酬及び旅費の支給については、一般職の職員に支給する給料又は旅費の例による。

2 報酬が年額によつて支給される職にあつては、その職に就職又は退職が年中に行なわれた場合は、月割計算によつて報酬を支給する。

## (報酬の調整)

第4条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第2項の規定により教育長を兼ねる教育委員会の委員に対しては、当該教育長の給与を受け期間第1条の報酬は支給しない。

## (規則への委任)

第5条 この条例の実施に関し、必要な事項は市規則で定める。

別表(第1条関係)

区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会委員長	月額 257,000円	明石市職員の旅費に関する条例(昭和28年条例第11号。以下「旅費条例」という。)別表第1の級別1級に掲げる者の旅費相当額
教育委員会委員	// 195,000円	//
選挙管理委員会委員長	// 128,100円	//
選挙管理委員会委員	// 104,400円	//
選挙管理委員会補充員	日額 9,800円	//
公平委員会委員長	月額 53,000円	//
公平委員会委員	// 44,200円	//
識見を有する者のうちから選任された監査委員	// 257,000円	//

議会の議員のうちから 選任された監査委員	〃	65,000円	〃
農業委員会会長	〃	65,200円	〃
農業委員会委員	〃	47,600円	〃
固定資産評価審査委員 会委員長	日額	17,100円	〃
固定資産評価審査委員 会委員	〃	15,700円	〃
学校医 学校歯科医	1校(園)あたりの年 額252,000円に幼児、児 童又は生徒1名につき 年額461円(特別支援学 校にあつては年額767 円)を加算した額の範 囲内において任命権者 が定める額		旅費条例別表第1の級別2級に掲げ る者の旅費相当額
学校薬剤師	1校(園)あたりの年 額	156,000円	〃
スポーツ推進委員	月額	6,400円	〃
選挙長	日額24,000円の範囲内 において任命権者が定 める額		旅費条例別表第1の級別1級に掲げ る者の旅費相当額
投票管理者	1回につき35,500円の 範囲内において任命権 者が定める額		旅費条例別表第1の級別2級に掲げ る者の旅費相当額
開票管理者	1回につき24,000円の 範囲内において任命権 者が定める額		〃
選挙立会人	1回につき11,500円の 範囲内において任命権 者が定める額		〃
投票立会人	1回につき13,000円の 範囲内において任命権 者が定める額		〃
開票立会人	1回につき11,500円の 範囲内において任命権 者が定める額		〃
婦人相談員	月額133,500円の範囲 内において別に任命権 者が定める額		〃
母子自立支援員	月額	107,000円	〃
住宅管理人	1戸あたりの月額50円 に中高層住宅の管理人 にあつては月額3,000 円の範囲内でその管理		〃

	する共同設備の種類に 応じた額を加算した額	
土地区画整理法第65条 による評価員	日額 9,800円	〃
行政オンブズマン	〃 35,000円	〃
法律又は条例により設 置される審議会の会長 及びこれに準ずる者で、 報酬の額が日額で定め られるものとして任命 権者が別に定めるもの	〃 10,600円	旅費条例別表第1の級別1級又は2 級に掲げる者の旅費相当額
法律又は条例により設 置される審議会の委員 及びこれに準ずる者で、 報酬の額が日額で定め られるものとして任命 権者が別に定めるもの	〃 9,800円	〃

## 非常勤の行政委員会委員報酬の支給根拠について

非常勤の行政委員会委員の報酬については、地方自治法第203条の2第2項により、報酬は、「その勤務日数に応じてこれを支給する」(日額)こととされていますが、「条例で特別の定めをした場合には、この限りではない」(月額)と規定されています。

## 【地方自治法第203条の2】

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

## 【地方自治法第203条の2の解釈について】(逐条地方自治法 抜粋)

第一項の職員に対する報酬の支給は勤務日数に応じてこれを支給する。このことは非常勤職員に対する報酬が常勤職員に対する給料と異なり、いわゆる生活給たる意味はまったく有せず、純粋に勤務に対する反対給付としての性格のみをもつものであり、したがって、それは勤務量、すなわち、具体的には勤務日数に応じて支給されるべきものであるとする原則を明らかにしたのである。

しかし、実際問題としては、非常勤職員の中にも勤務の実態が常勤職員とほとんど同様になされなければならないものがあり、その報酬も月額或いは年額をもって支給することがより適当であるもの少なくなく、常にこの原則を貫くことが困難な場合も考えられるので、ただし書きを設け、条例で特別の定めをすれば勤務日数によらないことができるものとされている。

## 主 文

- 1 原判決中第1審被告敗訴部分を破棄し、同部分につき第1審判決を取り消す。
- 2 前項の部分につき、滋賀県労働委員会及び滋賀県収用委員会の各委員の月額報酬に係る公金の支出の差止めを求める訴えを却下し、第1審原告のその余の訴えに係る請求を棄却する。
- 3 本件附帯上告を棄却する。
- 4 訴訟の総費用は第1審原告の負担とする。

## 理 由

## 第1 事案の概要

本件は、滋賀県の住民である第1審原告が、滋賀県特別職の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号。平成23年滋賀県条例第17号による改正前のもの。以下「本件条例」という。）の規定のうち滋賀県労働委員会、滋賀県収用委員会及び滋賀県選挙管理委員会の各委員に月額制の報酬を支給することを定める規定が地方自治法（以下「法」という。）203条の2第2項に反する違法、無効なものであると主張して、第1審被告に対し、法242条の2第1項1号に基づき上記報酬に係る公金の支出の差止めを求める事案である。

## 第2 上告代理人飯田和宏の上告理由について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、上記各項に規定する事由のいずれ

にも該当しない。

### 第3 附帯上告人の附帯上告理由について

民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件附帯上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、上記各項に規定する事由のいずれにも該当しない。

### 第4 職権による検討

記録によれば、月額報酬制を採っていた平成23年3月分までの滋賀県労働委員会及び滋賀県収用委員会の各委員（会長を含む。以下同じ。）の報酬は、既に全額が支給されていることが認められる。さらに、本件条例の規定は、平成23年滋賀県条例第17号により改正され、上記各委員会に関しては、それぞれ勤務日数1日につき、会長に各2万7800円、それ以外の委員に各2万4700円の報酬を支給する月額報酬制を採ることとされ、上記改正条例は平成23年4月1日から施行されているところである。以上によれば、滋賀県が将来において滋賀県労働委員会及び滋賀県収用委員会の各委員について月額報酬に係る公金を支出する蓋然性は存しない。そうすると、上記各委員会については、法242条の2第1項1号に基づく差止めの対象となる行為が相当程度の確実さをもって予測されるとはいえないことが明らかである。

したがって、第1審原告が第1審被告に対し滋賀県労働委員会及び滋賀県収用委員会の各委員の月額報酬に係る公金の支出の差止めを求める訴えは、不適法というべきである。

### 第5 上告代理人飯田和宏の上告受理申立て理由（前記第4の訴えに係る部分を

除く。)について

1 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 昭和31年法律第147号による改正（以下「昭和31年改正」という。）前の地方自治法は、普通地方公共団体の議会の議員、委員会の委員等の普通地方公共団体の非常勤の職員に対しては報酬及び費用弁償を支給し（同法203条1項、2項）、普通地方公共団体の常勤の職員に対しては給料及び旅費を支給し（同法204条1項）、これらの額及び支給方法については条例で定めることとしていた（同法203条3項、204条2項）。

(2) 昭和31年改正において、閣議決定を経て国会に提出された当初の法律案（以下「政府案」という。）は、同改正前の地方自治法203条1項の次に2項として、単に「前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。」との規定を新設するというものであったが、衆議院地方行政委員会における政府案についての審議では、いわゆる行政委員会の委員を念頭において上記規定を設けることに反対する趣旨の質問が複数の議員からされるなどし、上記規定に「但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。」とのただし書を加える修正案が議員により提出された。そして、上記修正を加えた内容で地方自治法の一部を改正する法律案が可決されて成立した。

(3) 昭和31年改正によって新設された上記修正後の上記規定は、平成20年法律第69号による改正により、法203条の2第2項として規定されることとなった。

(4) 本件条例4条及び別表2は、法203条の2第2項ただし書に基づく特別の定めとして、滋賀県選挙管理委員会の委員長以外の委員（以下「本件委員」とい



う。)の報酬について、月額制を採りその月額を20万2000円とする旨を定めている(以下、この規定を「本件規定」という。なお、平成23年滋賀県条例第17号により、その月額は1.7万8000円に減額された。)

(5) 滋賀県選挙管理委員会は、4名の委員によって構成され、委員の中から1名が選挙で委員長に選出される。同委員会の業務は、衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員、県議会の議員及び県知事選挙の管理(公職選挙法5条)、選挙に関する啓発、周知(同法6条1項)、選挙の効力等に関する異議の申出や審査の申立てに係る業務(同法202条等)、条例の制定又は改廃の請求に係る業務(法74条等)等であり、選挙の管理に係る業務は、選挙人名簿の登録・管理、選挙の告示、開票、当選人の決定等に係る各種事務のほか、選挙運動の規制など広範で多岐にわたっている。また、同委員会は、地方公務員法6条1項に基づき、その職員の任命等を行う権限も有している。

滋賀県選挙管理委員会の委員は、月1回開催される定例会及び臨時に開催される臨時会に出席して、選挙や政治団体等に関連する事項について議決、協議等を行っている。選挙関係の用務や各種団体の総会への出席も、委員の職務である。

本件委員につき、定例会、臨時会、選挙用務及び各種団体行事に係る出席等の日数のうち同一の日にされたものを1日として算定した平成15年度から同20年度までの1人当たりの月間の平均登庁実日数(以下、単に「平均登庁実日数」という。)は、1.89日であり、これを基にした1日当たりの報酬は、国における非常勤の職員に係る報酬の上限の3.02倍になる。

2 原審は、上記事実関係等の下において、要旨、次のとおり判断して、本件委員の月額報酬に係る公金の支出の差止めを求める第1審原告の請求を認容すべきも

のとした。

(1) 本件委員の報酬については、その職務の内容・性質、勤務態様、地方の実情等に照らし、法203条の2第2項本文の日額報酬制の原則によらずに月額報酬制を採ることを相当とするような特別な事情があるかどうかを検討し、本件規定が同項本文の原則に矛盾抵触して著しく妥当性を欠く状態になっており、そのような状態が相当期間内に是正されていないといえる場合には、本件委員について月額報酬制を定める本件規定は、議会の裁量権の範囲を逸脱するものとして、同項に違反し違法、無効となるというべきである。

(2) 本件委員の平均登庁実日数は1.89日であり、これを基にした1日当たりの報酬は国における非常勤の職員に係る報酬の上限の3.02倍になるというのであり、登庁実日数に係る勤務以外にも実質的に勤務を要することがあり得ることを考慮しても、本件委員につき月額報酬制を採ることを相当とする特別な事情があると認めることは困難であって、本件委員について月額報酬制を採る本件規定は、法203条の2第2項本文の原則に矛盾抵触して著しく妥当性を欠く状態になっており、そのような状態が平成15年度以降継続し、既に是正のために必要な相当期間が経過していると認めるのが相当であるから、議会の裁量権の範囲を逸脱するものとして、同項に違反し違法、無効というべきである。

3 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 法203条の2第2項ただし書は、普通地方公共団体が条例で月額報酬制以外の報酬制度を定めることができる場合の実体的な要件について何ら規定していない。また、委員会の委員を含め、職務の性質、内容や勤務態様が多種多様である

普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。）に関し、どのような報酬制度が当該非常勤職員に係る人材確保の必要性等を含む当該普通地方公共団体の実情等に適合するかについては、各普通地方公共団体ごとに、その財政の規模、状況等との権衡の観点を踏まえ、当該非常勤職員の職務の性質、内容、職責や勤務の態様、負担等の諸般の事情の総合考慮による政策的、技術的な見地からの判断を要するものといえることができる。このことに加え、前記1(2)の昭和31年改正の経緯も併せ考慮すれば、法203条の2第2項は、普通地方公共団体の委員会の委員等の非常勤職員について、その報酬を原則として勤務日数に応じて日額で支給するとする一方で、条例で定めることによりそれ以外の方法も採り得ることとし、その方法及び金額を含む内容に関しては、上記のような事柄について最もよく知り得る立場にある当該普通地方公共団体の議決機関である議会において決定することとして、その決定をこのような議会による上記の諸般の事情を踏まえた政策的、技術的な見地からの裁量権に基づく判断に委ねたものと解するのが相当である。したがって、普通地方公共団体の委員会の委員を含む非常勤職員について月額報酬制その他の日額報酬制以外の報酬制度を採る条例の規定が法203条の2第2項に違反し違法、無効となるか否かについては、上記のような議会の裁量権の性質に鑑みると、当該非常勤職員の職務の性質、内容、職責や勤務の態様、負担等の諸般の事情を総合考慮して、当該規定の内容が同項の趣旨に照らした合理性の観点から上記裁量権の範囲を超え又はこれを濫用するものであるか否かによって判断すべきものと解するのが相当である。

(2) 本件における上記の諸般の事情のうち、まず、職務の性質、内容、職責等については、そもそも選挙管理委員会を始め、労働委員会、収用委員会等のいわゆ

る行政委員会は、独自の執行権限を持ち、その担任する事務の管理及び執行に当たって自ら決定を行いこれを表示し得る執行機関であり（法138条の3、138条の4、180条の5第1項から3項まで）、その業務に即した公正中立性、専門性等の要請から、普通地方公共団体の長から独立してその事務を自らの判断と責任において、誠実に管理し執行する立場にあり（法138条の2）、その担任する事務について訴訟が提起された場合には、その長に代わって普通地方公共団体を代表して訴訟追行をする権限も有する（法192条等）など、その事務について最終的な責任を負う立場にある。その委員の資格についても、一定の水準の知識経験や資質等を確保するための法定の基準（法182条1項、土地収用法52条3項等）又は手続（法182条1項、労働組合法19条の12第3項、土地収用法52条3項等）が定められていることや上記のような職責の重要性に照らせば、その業務に堪え得る一定の水準の適性を備えた人材の一定数の確保が必要であるところ、報酬制度の内容いかんによっては、当該普通地方公共団体におけるその確保に相応の困難が生ずるといふ事情があることも否定し難いところである。そして、滋賀県選挙管理委員会の業務も、前記1(5)のとおり、国会及び県議会の議員並びに県知事の選挙の管理という重要な事項に関わるものを中心とする広範で多岐にわたる業務であり、公正中立性に加えて一定の専門性が求められるものといふことができる。

また、勤務の態様、負担等については、本件委員の平均登庁実日数は1.89日にとどまるものではあるものの、前記1(5)のように広範で多岐にわたる一連の業務について執行権者として決定をするには各般の決裁文書や資料の検討等のため登庁日以外にも相応の実質的な勤務が必要となる上、選挙期間中における緊急事態への対応に加えて衆議院や県議会の解散等による不定期な選挙への対応も随時必要と

なるところであり、また、事件の審理や判断及びこれらの準備、検討等に相当の負担を伴う不当労働行為救済命令の申立てや権利取得裁決及び明渡裁決の申立て等を処理する労働委員会や収用委員会等と同様に、選挙管理委員会も選挙の効力に関する異議の申出や審査の申立て等の処理については争訟を裁定する権能を有しており（公職選挙法202条等）、これらの争訟に係る案件についても、登庁日以外にも書類や資料の検討、準備、事務局等との打合せ等のために相応の実質的な勤務が必要となるものといえる。さらに、上記のような業務の専門性に鑑み、その業務に必要な専門知識の習得、情報収集等に努めることも必要となることを併せ考慮すれば、選挙管理委員会の委員の業務については、形式的な登庁日数のみをもって、その勤務の実質が評価し尽くされるものとはいえず、国における非常勤の職員の報酬との実質的な権衡の評価が可能となるものともいえない。なお、上記の争訟の裁定に係る業務について、一時期は申立て等が少なくとしても恒常的に相当数の申立てを迅速かつ適正に処理できる態勢を整備しておく必要のあることも否定し難いところである。

以上の諸般の事情を総合考慮すれば、本件委員について月額報酬制を採りその月額を20万2000円とする旨を定める本件規定は、その内容が法203条の2第2項の趣旨に照らして特に不合理であるとは認められず、県議会の裁量権の範囲を超え又はこれを濫用するものとはいえないから、同項に違反し違法、無効であるといふことはできない。

4 これと異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、論旨は理由がある。

## 第6 結論

以上説示したところによれば、原判決のうち第1審被告敗訴部分は破棄を免れず、同部分につき第1審判決を取り消し、本件訴えのうち前記第4の訴えを却下し、第1審原告のその余の訴えに係る請求を棄却すべきであり、本件附帯上告は棄却すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官横田尤孝の補足意見がある。

裁判官横田尤孝の補足意見は、次のとおりである。

事案に鑑み、若干の意見を述べる。

選挙管理委員会等の行政委員会の委員を含む普通地方公共団体の非常勤職員に対する報酬の在り方は、地方公共団体内部の組織の在り方の一部をなす事項であり、地方公共団体の自治組織権に含まれるものであって、本来的には地方公共団体の自主的な決定によるのが相当な事柄であるといえる。地方自治法（以下「法」という。）の昭和31年改正の趣旨は、このような事柄の性質も踏まえた上で、非常勤職員の報酬制度について、地方公共団体の非常勤職員には本件のような行政委員会の委員のほかに審議会の委員、投票管理者、選挙立会人など様々な者が含まれるという前提の下、その職務内容、勤務実態等について最もよく知り得る立場にありその住民によって民主的に選挙されて当該地方公共団体の意思を決定し得る機関である地方公共団体の議会の政策的な判断に委ねたものと解されるのである。したがって、地方公共団体は、各非常勤職員の勤務日数・時間（登庁日以外の実質的な仕事の負担・対応を含む。）のみならず、職務の性質、権限の性質・内容、職責、選任されることにより受ける各種の制約、人材を確保するための報酬額の在り方、その他当該地方公共団体の財政規模とその状況等の諸般の事情を総合考慮して、自主的

に条例で定めることができるものというべきである。

このように、法は、いかなる非常勤職員について、その報酬の支給を日額報酬制以外のいかなる方法をもってするかについて、地方公共団体の議会に裁量権を付与したものと解するのが相当であるが、他方、地方公共団体の議会の裁量権は無限定ではなく、報酬というものの性質や法203条の2第2項ただし書が地方公共団体の議会に裁量権を与えた趣旨等からする合理的限界が存するのは当然のことというべきである。

この点に関し、原判決は、「今日では、多くの地方公共団体において財政的困難に直面し、首長等が法や条例で規定されている給与を一部カットする非常措置をとったり、職員の給与に減額措置をとるような状況に立ち至っていることは周知の事実である。また、一般にも、より適正、公正、透明で、説明可能な行政運営が強く求められる社会状況になって」と判示しているところ、その状況認識・指摘自体は妥当なものと思われる。また、被上告人の主張によれば、本件の1審判決後少なからざる地方公共団体において行政委員会の委員の月額報酬条例が日額報酬制に改正されているとのことであり、滋賀県においても、同県労働委員会及び収用委員会の各委員（会長を含む。）について、平成23年4月1日から、それまでの月額報酬制を日額報酬制に変更しているところである。

このような社会状況の変化等にも鑑みると、地方公共団体にあつては、当該地方公共団体における非常勤職員の報酬制度につき、報酬額の水準等を含め、法203条の2第2項の趣旨にのっとった適正、公正で住民に対して十分に説明可能な合理的内容のものとなるよう、前記考慮事情を踏まえながら適切かつ柔軟に対応することが望まれる。

(裁判長裁判官 横田尤孝 裁判官 宮川光治 裁判官 櫻井龍子 裁判官  
金築誠志 裁判官 白木 勇)



滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例

別表2（第4条関係）

区分		報酬額	
教育委員会			円
	委員長	月額	199,000
	委員	月額	178,000
選挙管理委員会	委員長	月額	199,000
	委員	月額	178,000
	臨時補充委員	勤務1日につき	14,000
監査委員	議会選出の委員	月額	110,000
	識見を有する委員 (常勤を要する者を除く。)	月額	233,000
人事委員会	委員長	月額	199,000
	(常勤を要する者を除く。)	月額	
	委員	月額	178,000
	(常勤を要する者を除く。)	月額	
公安委員会	委員長	月額	199,000
	委員	月額	178,000
労働委員会	会長	勤務1日につき	27,800
	委員	勤務1日につき	24,700
収用委員会	会長	勤務1日につき	27,800
	委員および予備委員	勤務1日につき	24,700
海区漁業調整委員会	会長	勤務1日につき	17,600
	委員および専門委員	勤務1日につき	14,700
内水面漁場管理委員会	会長	勤務1日につき	17,600
	委員および専門委員	勤務1日につき	14,700